

# 非常用位置等発信装置 概要

非常用位置等発信装置の概要と補助対象となる設備、補助対象になる範囲、補助金額は下記の通りとなります。

## 設備の概要

写真出典：古野電気株式会社HP



AIS(船舶自動識別装置)



簡易型AIS



新型EPIRB

非常用位置等発信装置の義務化の要件等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関か国交省HPをご確認ください。

## 補助対象となる設備

- 国交省が型式承認している製品が補助の対象になります。
- 設置する製品は[改良型救命いかだ等 製品リスト.pdf](#)を参考にしてください。
- 製品リストにない製品を購入する場合、事前にコールセンターまでお問い合わせください。※国交省が型式承認していない製品には補助金を支給できません。

## 補助対象になる範囲

本体、一部の付属品が補助の対象になり、設置費用やその他経費は補助対象になりません。

補助対象となる本体及び付属品の内容と、補助対象にならない付属品や経費の例は下記の通りとなります。

### AIS、簡易型AIS

区分	補助対象の内容
本体	AIS、簡易型AISが補助の対象になります。
付属品	VHFアンテナ、GPSアンテナ、アンテナケーブル、アンテナコネクタ、アンテナ取付金具、表示モニター、GPSプロッター

### 補助対象にならない付属品や経費の例

<補助対象にならない付属品> レーダーセンサー、サテライトコンパス、振動子、インナーハルキット、MAPカード、結束バンド  
<補助対象にならない経費> 設置費用、登録申請料

### 新型EPIRB

区分	補助対象の内容
本体	新型EPIRB(自動浮揚型)が補助の対象になります。

### 補助対象にならない設備や経費の例

<補助対象にならない設備> 手動ブラケット付EPIRB  
<補助対象にならない経費> 設置費用、登録申請料

## 補助金額

- ▶ 小型船は補助対象経費の2/3又は上限額38万円の低い金額を支給します。
- ▶ 大型船は補助対象経費の1/2又は上限額28.5万円の低い金額を支給します。

小型/大型	補助率	上限額
小型船:20トン未満	2/3	38万円
大型船:20トン以上	1/2	28.5万円

# 申請手順 1 ログイン～申請ID作成

非常用位置等発信装置の申請は下記の手順で進めてください。

所有する船舶が  
補助対象であるか確認してください

→ 補助金の対象船舶になるかを、P5の診断チャートで確認してください。

所有する船舶が補助対象であることが判明した場合

申請に必要な書類を準備してください

→ 本人確認書類、船舶確認書類のPDFデータ等をご準備ください。  
※ 給付申請に必要な書類はP6～P9を確認してください。  
※ PDFデータはコンビニエンスストアのコピー機などでも作成することができます。

補助金ホームページ(申請システム)で申請IDを作成してください。

申請ID作成方法はシステム操作マニュアルを参照してください。  
(後日掲載)

ログイン～メールアドレス登録

→ ログイン画面からメールアドレス等を登録してください。

案内メールのURLをクリック

→ 案内メールを受け取って、URLをクリックして申請ID作成画面に入ってください。

安全設備を選択

→ 安全設備から「非常用位置等発信装置」を選択してください。  
一つの申請IDでは一種類の安全設備しか申請することはできません。

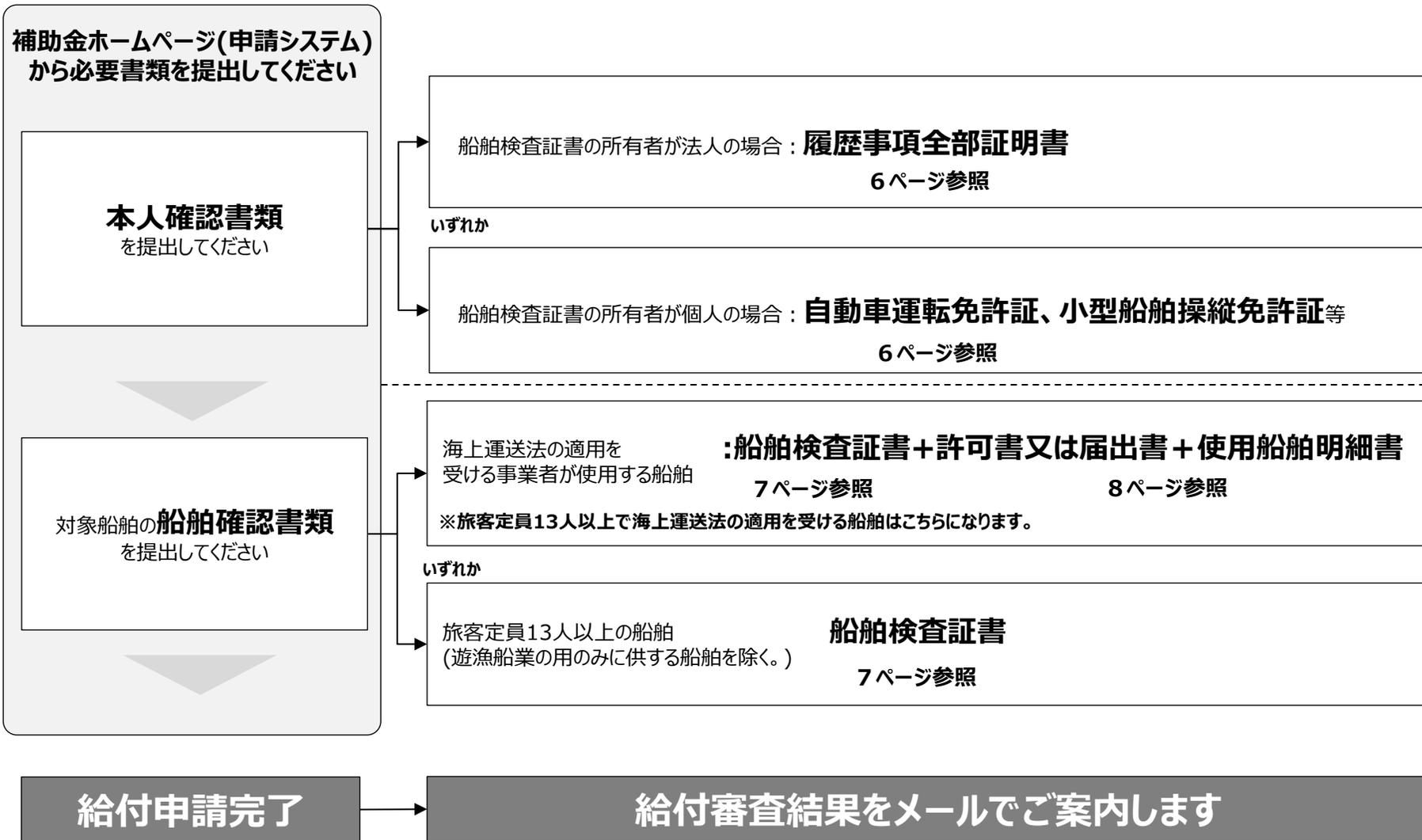
システム利用者登録

→ システム利用者の氏名、連絡先及び船舶所有者との関係を登録してください。

申請ID(8桁)が作成されます。例) R7P00082

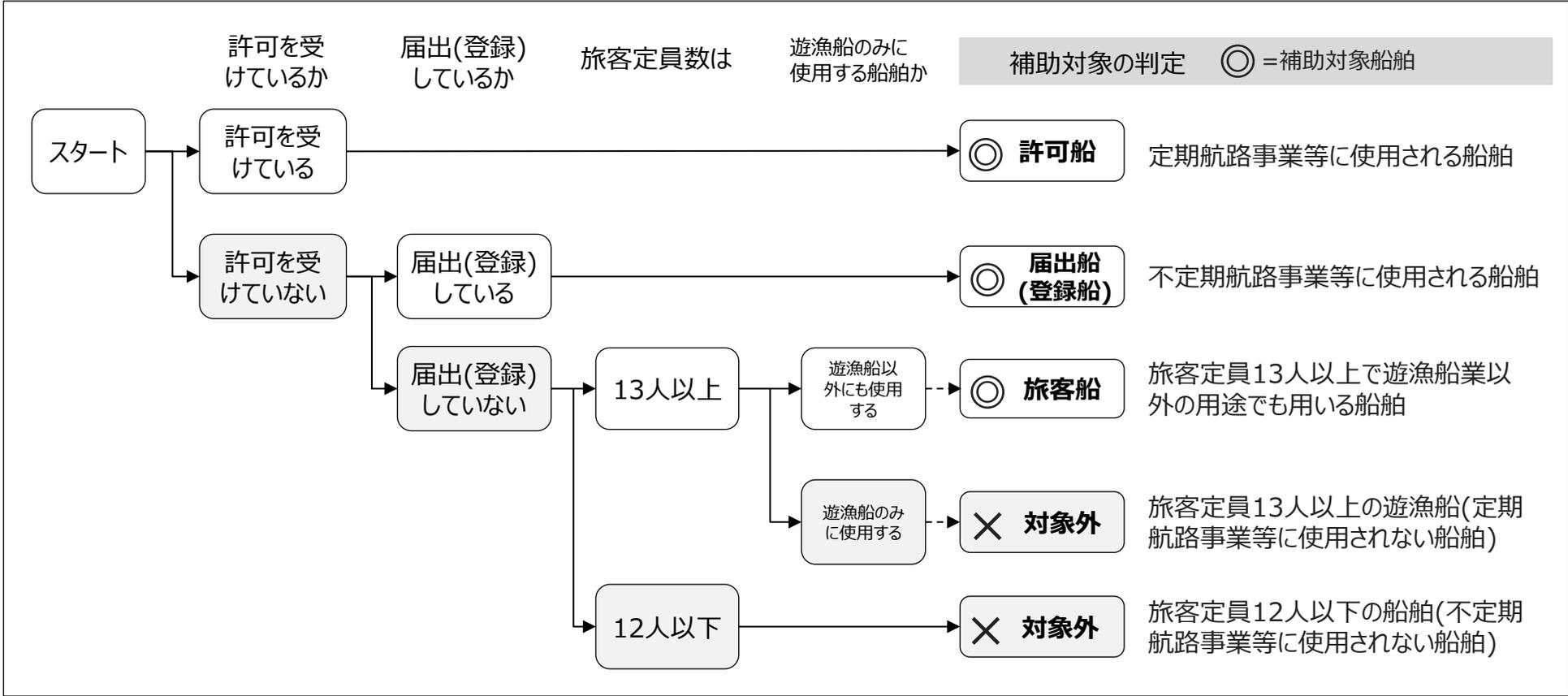
# 申請手順 2 給付申請 (本人確認書、船舶確認書)

PDF等の提出書類を申請システムから提出してください。



# 補助対象船舶診断チャート

下のチャートに従い、許可を受けているか、届出(登録)の有無、旅客定員数(13人以上・12人以下)、遊漁船業のみに使用しているか否かを確認することで補助対象船舶の判定ができます。



## 補助対象になる船舶

- ① 旅客定員13人以上の船舶 (遊漁船業の適正化に関する法律第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶を除く。)
- ② 旅客定員12人以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶



## 船舶確認書類

### 船舶検査証書

船舶検査証書		
第1-10号		
船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 安全丸	第200-00000号	東京都千代田区
総トン数又は船舶の長さ	用途	船舶所有者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船舶 太郎
航行区域又は従業制限	沿海区域 ただし、千葉県勝浦灯台から135度に引いた線と、神奈川県鰐崎を経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から170度に引いた線の間における本州、東京都大島の各海岸から20海里以内の水域及び東京都新島北端から半径20海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大どう 乗人員	旅客	7人
	船員	1人
	その他の乗船者	0人
	計	8人
制限気圧	-----	
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	平成29年1月10日まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日(東京)		
日本小型船舶検査機構		日本小型船舶検査機構之印

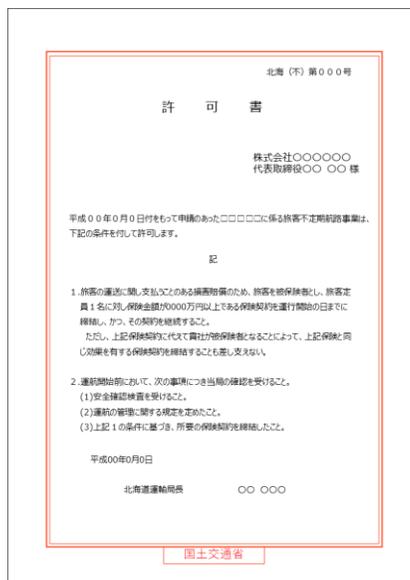
補助金を申請する船舶の船舶検査証書を提出していただきます。

- 船舶検査証書は、申請受付日時点で有効期間内である検査証書を提出してください。
- 裏面に記載がある場合は表面と裏面の両ページを提出してください。

## 船舶確認書類

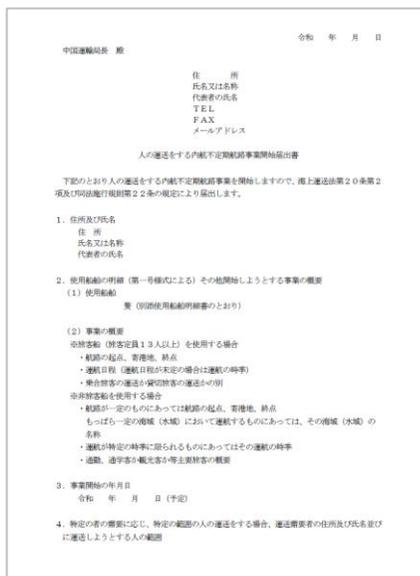
### 海上運送法の適用を受ける船舶の場合

#### 許可書



いずれか

#### 届出書(登録通知書)



- 日付と地方運輸局長の押印のある許可書を提出してください。
- 船舶運航事業者と船舶所有者が同一者であることを確認してください。運行事業者と船舶所有者が異なる場合、備船契約書(P9)が必要になります。

- 申請者、事業開始年月日、概要等が記載されている1枚目を提出してください。(1枚目に記載がなければ記載がある2枚目以降もご提出ください。)
- 船舶運航事業者と船舶所有者が同一者であることを確認してください。運行事業者と船舶所有者が異なる場合、備船契約書(P9)が必要になります。

#### 使用船舶明細書

使用船舶明細書		
船名		
船舶の種類		
船質		
進水年月		
船舶所有者		
総トン数		
貨物積載容積		
自動車航送に係る自動車積載面積		
旅客定員		
主機の種類		
連続最大出力		
航海速度		

※ ( ) 欄は予備欄

- 許可申請又は届出(登録)の際に提出した使用船舶明細書を提出していただきます。
- 提出の際に、使用船舶明細書には申請する船舶が記載されていることを確認してください

## 船舶確認書類

### 船舶運航事業者と船舶所有者が相違する場合

#### 傭船契約書

船舶傭船契約書 (例)

傭船者〇〇 (以下、甲といふ) と△△ (以下、乙といふ) との間に下記のとおり船舶傭船契約を締結する。

(目的)

第 1 条 甲は、乙から次条の船舶を借受け、〇〇航路における人の運送をする内航不航路事業に使用することを目的とする。

(傭船物件)

第 2 条 乙は、その所有する次の船舶 (以下、船舶といふ) を甲に貸し渡し、甲は、これを借り受ける。

船 名：  
船舶番号：  
総トン数：

2 甲は、前条の船舶を目的以外に使用してはならない。

(法令遵守義務)

第 3 条 甲は、船舶の使用につき、法令の定めるところに従い安全運航に努めなければならない。

(傭船期間等)

第 4 条 傭船期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間とする。  
運行日は、甲と乙が、別途協議のうえ合意した日とする。

(保険)

第 5 条 旅客障害賠償責任保険は、甲又は乙が、甲又は乙の保険料負担により加入する。  
(経費等の決定)

第 6 条 この規約に定めのない事項及びこの契約に關し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

傭船者 (甲) 住所  
氏名  
船舶所有者 (乙) 住所  
氏名

海上運送法の申請事業者と船舶所有者が異なる場合は、傭船契約書を提出していただきます。

- 船舶検査証書の船舶所有者欄に記載された船舶借入人が船舶運航事業申請者と同じ場合は除きます。
- 貸主が船舶所有者で、借主が船舶運航事業者であること、申請受付日が契約期間内であることが確認できる傭船契約書をご提出ください。

### 届出書(登録通知書)の控えが手元がない場合

#### 証明願

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_ 届

住 所：  
名 称：  
代表者名：

**証明願**

当社 (又は私) が使用する船舶が、下記のとおり海上運送法に基づき営業航路事業の  
使用船舶として、届出を受理されていることを証明願います。

記

事業者の氏名又は名称：  
事業者の住所：  
事業者の代表者氏名：  
営業航路事業の種別：  
使用船舶の船体番号若しくは船体番号：  
使用船舶の船名：

証明を必要とする理由：令和 4 年度補正予算「小型旅客船等安全対策事業費補助事業」の対象  
船舶として海上運送法の適用を受けているかの確認のため

\_\_\_\_\_

令和 年 月 日

上記の通り届出がないことを証明する。

証明者： \_\_\_\_\_ 印

届出書(登録通知書)の控えが手元がない場合は、補助金ホームページから「証明願」のフォーマットをダウンロードして、必要事項を記載のうえ、届出した地方運輸局等にご相談ください。  
証明願フォーマット (後日掲載)

**申請に関してご不明点などあれば下記までお問い合わせください**

名 称 : 小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金事務局

電話番号 : 050 - 5838 - 0466

e-mail : [info@marine-shien.jp](mailto:info@marine-shien.jp)

受付時間 : 10:00~17:00 (土日祝日と年末年始を除く)